

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|------------------|---|---|
| 1 | - | | | | 用語定義 (14)協力企業 | 協力企業が「SPCに出資していない者でSPCから直接業務を受託し又は請け負うこと予定している者」と定義されておりますが、建設段階において、弊社が工事（土工工事、機械工事、電気工事）の下請で起用する市内企業も「協力企業」に含まれると理解しております。当該認識でよろしいですか教示願います。 | 下請けで起用する企業を協力企業とすることは必須ではありません。協力企業のほか下請企業として起用することも可能です。 |
| 2 | - | | | | 用語定義 | 「募集要項等」の定義に含まれる契約書（基本協定書、基本契約書、工事請負契約書、維持管理・運営業務委託契約書）のドラフトはいつ開示頂けるでしょうか？或いは参考と出来る雛形が既に存在するのであれば開示頂きたい。また、出来れば現時点で各契約の想定契約当事者について確認させて頂きたい。 | 募集要項等は4月下旬に公表予定です。事前の開示は致しません。 |
| 3 | - | | | | 用語定義 | 「不可抗力」の定義に津波が記されておりましたが、含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 1 | 1 | (1) | カ | 事業の方式 | 維持管理・運営期間は、施設の供用開始から20年6か月間とあるが、20年としない理由についてご教示いただきたい？また、供用開始が遅れた場合でも同期間は変更とならないという理解でよろしいでしょうか。 | 前段について、本施設に下水汚泥を持ち込む予定である本市以外の7自治体のうち4市が、持込開始時期を令和7年4月からとしていることから、年間29,600t-wetの下水道汚泥を確保できる期間を20年とし、全体として20年6か月としています。後段について、供用開始が遅れた場合でも事業終了は令和27年（2045年）3月末日とします。 |
| 5 | 1 | 1 | (1) | カ | 事業の方式 | 「事業者はSPCを市内に設立し・・・」とありますが、SPCの所在地を処理場内とすることは可能でしょうか？ | SPCの所在地として登記はできません。 |
| 6 | 1 | 1 | (1) | カ | 事業の方式 | SPCは市内設置が条件であり、対象となる公共施設等内（例：大在水資源再生センター）に設置することができるという認識でよろしいでしょうか。また、SPCの設立時期をご教示願います。 | 前段について、回答No.5を参照してください。後段について、募集要項に示します。 |
| 7 | 2 | 1 | (1) | ク | 施設規模 | 運営開始初年度（6か月間）の汚泥処理量をご教示願います。 | 14,800tを予定しております。要求水準書を修正します。 |

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|---|--|---|
| 8 | 2 | 1 | (1) | ケ | 本事業における事業者の業務範囲 | 事業者とは誰の事を指しますか。SPCではなく、選定された応募グループの事という理解でよろしいでしょうか。 | 本事業を委ねる民間事業者を指します。 |
| 9 | 3 | 1 | (1) | ケ | 本事業における事業者の業務範囲 | 「(g) スtockマネジメント計画策定に係る調査データの整理・協力」に関し、具体的な業務内容をご教示願います。 | 市は、国が定める「下水道ストックマネジメント支援制度」を活用するため、ストックマネジメント計画を策定します。事業者は、当該計画の策定に必要な調査データ（点検、調査、修繕等の結果等の記録）を整理し、市に提供するとともに、必要な助言等を行ってください。 |
| 10 | 3 | 1 | (1) | ケ | 本事業における事業者の業務範囲 | 事業者の業務範囲に見学者対応、パンフレット等作成業務が示されていますが、想定される年間見学者数や対象年齢、見学動線などプラント設計上配慮すべきことを明確に提示願います。 | 参考として、令和元年度に社会科学習の一環とした本市水資源再生センターの施設見学者数は、小学4年生872名、一般156名、合計1028名です。本施設の供用後は、各種団体の増加が見込まれます。燃料化施設の見学動線、説明の内容・方法等は、提案によりますが、処理フローを示した掲示板等を用いて、外部から説明するなど、安全が確保できる範囲とします。 |
| 11 | 3 | 1 | (1) | ケ | 本事業における事業者の業務範囲 e その他維持管理・運営に必要な関連業務 | 本施設も国のストックマネジメント計画を視野に入れた計画となるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 3 | 1 | (1) | ケ | 本事業における事業者の業務範囲 f 事業終了時の市への引継ぎ業務 | 事業終了後に市が行う修繕・更新等への提案業務が求められるということは、本事業終了後にも貴市にて施設を継続利用される計画との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 13 | 3 | 1 | (1) | コ | 本事業における市の業務範囲 | (ケ) その他必要な業務に建設許認可など必要許認可の供与・取得も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 市が取得すべき許認可は市が取得します。なお、申請図書等の作成補助を依頼する場合があります。 |

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----------------------|---|--|
| 14 | 3 | 1 | (1) | コ | 本事業における市の業務範囲 | 市の業務範囲（キ）に水処理維持管理業者と事業者との調整が示されていますが、調整される水処理維持管理業者とは大在水資源再生センターのみならず、市内他水資源センターも含まれているとの認識でよろしいでしょうか。 | 水処理維持管理業者は、要求水準書（案）1-2(10)に定義するとおりです。なお、本回答が市内他水資源再生センターとの連携を妨げるものではありません。 |
| 15 | 3 | 1 | (1) | サ | 事業期間 | 維持管理・運営期間が令和6年10月1日～令和27年3月末日までの20年6ヵ月で設定されておりますが、事業予算（入札上限価格）も当然ながら当該期間相当分で設定されると理解しておりますが、当該認識でよろしいか教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 16 | 4 | 1 | (1) | ウ | 固形燃料の有効利用による収入 | 固形燃料の市からの買取価格は幾らを想定しているのでしょうか。 | 募集要項に示します。 |
| 17 | 4 | 1 | (1) | シ | 事業者の収入 | 維持管理・運営業務に係る対価の支払条件をご教示願います。 | 募集要項に示します。 |
| 18 | 4 | 1 | (1) | シ | 事業者の収入（イ）維持管理・運営業務の対価 | 「市は、維持管理・運営業務に係る対価を維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う」との記載されていますが、具体的な頻度についてご教示いただけますでしょうか。 | 募集要項に示します。 |
| 19 | 4 | 1 | (1) | シ | 事業者の収入 | 市から買い取る固形燃料の単価をご教示願います。 | 回答No. 16を参照してください。 |
| 20 | 5 | 2 | (1) | エ | 交渉権者の決定 | 価格評価点と技術評価点の割合についてご教示願います。 | 優先交渉権者選定基準に示します。 |
| 21 | 5 | 2 | (2) | ア | 募集及び選定のスケジュール | 令和3年7月下旬に予定されている「競争的対話」の具体的な内容をご教示願います。 | 募集要項に示します。 |
| 22 | 6 | 2 | (2) | ア | 募集及び選定のスケジュール | 令和3年9月上旬に予定されている「技術対話」の具体的な内容をご教示願います。 | 募集要項に示します。 |
| 23 | 7 | 2 | (2) | ウ | 現地見学 | 提案書作成の過程で複数回の見学が必要になるかと考えますので、ご了承願います。 | 複数回の見学を認めます。なお、申請はその都度ご提出ください。 |

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|----------------------|--|--|
| 24 | 7 | 2 | (2) | ウ | 現地見学 | 施設構内での工事のため、既設の図面類を確認する必要があります、閲覧（一時借用含む）させていただきたい図書は以下の通りです。 地盤調査報告書（令和2年調査分の2ヶ所） 埋設配管図（上水、二次処理水、雨水、汚水、電気計装等） 場内整備図（道路、植栽、側溝、縁石等） 建築図（意匠・構造・機械設備・電気設備） 屋外基礎図、屋外基礎構造計算書 管廊図面 | 別途示す既存施設情報等開示申込書に必要事項を記載のうえ、申請してください。 |
| 25 | 7 | 2 | (3) | ア | 応募者の構成等 | （ウ）出資の条件最小出資比率に関しては制限がないものと理解しておりますが、当該認識でよろしいか教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 26 | 7 | 2 | (3) | ア | 応募者の構成等 | （オ）応募者を構成する者の変更について市内企業が本事業への参画やSPCへの出資を希望する場合も「特段の事情があると市が認める場合」に該当すると理解しておりますが、当該認識でよろしいか教示願います。 | 該当いたしません。 |
| 27 | 7 | 2 | (3) | ア | 応募者の構成等 | 応募者グループは、構成員だけで構成されている必要はなく、構成員と協力企業を合わせて勘案しても良いとの理解でよろしいでしょうか。SPCは維持管理・運營業務を請け負う事が想定されており、工事請負は行わないという理解で正しいでしょうか。 | 前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご理解のとおりです。 |
| 28 | 9 | 2 | (3) | イ | （イ）応募者の参加資格要件（業務別） | 各業務における固形燃料化事業の過去実績について、施設能力は問われないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 ただし、維持管理・運営における総括責任者については、要求水準書（案）5-1-4に示す要件を満たしてください。 |
| 29 | 9 | 2 | (3) | イ | （イ）応募者の資格要件 b建設企業 | (b)(c)(d)の要件を満たす企業は、協力企業（SPCから直接業務を受託、または請負う企業）のみならず、構成企業または協力企業から請け負う下請企業も含むものと解釈してよろしいでしょうか。 | 2(3)イ（イ）の参加資格要件は、代表企業、構成企業及び協力企業に求める要件です。 下請け企業には資格を求めません。 |

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|--------------------------------------|--|---|
| 30 | 9 | 2 | (3) | イ | (イ)応募者の資格要件 b建設企業 | b. 建設企業_ (f) 下水処理場の電気設備の元請施工実績には、本事業と同等規模の電気工事を含む下水道汚泥固形燃料化施設での元請実績も認められると理解しておりますが、当該認識でよろしいか教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 31 | 10 | 2 | (3) | イ | (イ)応募者の資格要件 b建設企業 | (h) 建設業法第26条に規定される技術者の業種は、主たる業種である機械器具設置工事業と考えてよろしいでしょうか。 | それぞれの業種で配置できることを求めています。 |
| 32 | 10 | 2 | (3) | イ | (イ)応募者の資格要件 b建設企業 | c. 維持管理企業_ (c) 過去の燃料化DBO案件におきましては、SPCを設立し運営していく事例が多くあり、SPCとしての運営実績が全国的に増えている状況です。そのため、固形燃料化施設の維持管理業務実績（1年以上）は、DBO事業において当社が設立したSPCによる実績でも認められると理解しておりますが、当該認識でよろしいか教示願います。 | PFI、DBOにおいては、維持管理を担当する企業として参画された実績を有することが要件になります。SPCに出資していたとしても、維持管理以外の業務等で参画された実績は要件を満たしません。 |
| 33 | 12 | 3 | (3) | ウ | 維持管理・運営段階 | 「市は、事業者の実施する維持管理・運営業務について、定期的に確認を行う。」と記載されていますが、具体的な頻度についてはどのようなお考えでしょうか。 | 募集要項に示します。 |
| 34 | 12 | 3 | (4) | | 事業終了後の措置 | 「市の定める要求水準を満足する状態」とは要求水準書（案）P. 40_5-2-6に記載の内容であると理解しております。一方で要求水準書（案）P. 36_5-2-1_(2)_ウ修繕業務には「但し、市が策定するストックマネジメント計画に基づく大規模な修繕は除く」との記載がありますので、当然に当該条件を考慮頂きつつ、貴市と事業者が協議・合意の上「市の定める要求水準を満足する状態」を確認すると理解しておりますが、当該認識でよろしいか教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 35 | 13 | 5 | | | 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 | 事業契約書（案）は募集要項公告時に提示頂けるとの理解でよろしいか教示願います。また、「一定期間内」の具体的な日数を教示願います。 | 前段について、ご理解のとおりです。後段について、募集要項に示します。 |

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|------------|--|---|
| 36 | 17 | 別紙1 | | | リスク 分担表 | 制度変更リスクNo.2本事業のみならず広く一般に適用される法令変更に関し、消費税率変更や建設業法の変更などは貴市もリスク負担主体になると理解しております。当該認識でよろしいか教示願います。 | 消費税率の変更はリスク分担表No.3のとおり、市のリスクです。建設業法の改正など本事業に直接影響を及ぼす法令の変更によるものは市のリスクとし、リスク分担表を修正しました。 |
| 37 | 17 | 別紙1 | | | リスク 分担表 | 制度変更リスクNo.4本事業に関する新税の成立とありますが、将来、炭素税などが導入された場合にそれら税制追加に基づくコストは市の負担という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 38 | 17 | 別紙1 | | | リスク 分担表 | 社会リスクNo.12環境保全リスクには、貴市起因による環境問題の発生（例：汚泥収集運搬車からの臭気、騒音、振動の発生等）もあると理解しており、その場合、貴市のリスク負担との認識です。当該認識でよろしいか教示願います。 | ご理解のとおりです。なお、本施設での受入時の臭気漏洩リスクは事業者の負担となります。 |
| 39 | 17 | 別紙1 | | | リスク 分担表 | 物価変動リスクNo.16_17インフレ/デフレに関する費用増大リスクにおける一定の範囲とは、国土交通省の通達に基づく範囲（単品スライド・インフレスライドで工事代金の1.0%、全体スライドで工事代金の1.5%）と解釈してよろしいでしょうか | 募集要項に示します。 |
| 40 | 17 | 別紙1 | | | リスク 分担表 | 物価変動リスクNo.16_17物価変動リスクのNo.16は、設計・建設期間のことで、No.17は、維持管理運営期間のリスク分担と考えてよろしいでしょうか。 | 期間による分けでなく、物価変動により費用の増減があった場合、一定の範囲内は事業者負担、一定の範囲を超えた部分は市負担としています。また、リスク分担表を修正しました。 |

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|------------|---|---|
| 41 | 17 | 別紙1 | | | リスク 分担表 | 不可抗力リスクNo. 22設計・建設段階および維持管理・運営段階において、コロナの影響で事業の中断・遅延リスクが発生した場合、不可抗力リスクとしてのリスク分担が適用されると考えてよろしいでしょうか。 | 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、政府・地方自治体による感染拡大防止のための緊急事態宣言、休業要請その他の新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止措置については、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年8月25日改訂版））」、厚生労働省の「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（令和2年5月14日基発 0514 第9号）、一般社団法人日本建設業連合会の「建設業（建設現場）における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月18日）」その他本契約締結までに制定改訂その他効力が生じたガイドラインその他本事業又は事業者には適用がある準則、宣言、要請等に基づき実施されるものを含め、事業契約締結時点で予見可能な通常の範囲のものは除かれるものとします。 |
| 42 | 17 | 別紙1 | | | リスク 分担表 | 測量・調査等リスクNo. 26_27_28既調査（参考資料）に関し、測量・調査等の必要性の判断は事業者のリスクとなっています。事業者は追加調査が必要であると判断しているものの、入札前に当該調査を行うことはできません。参考資料と受注後に調査を行った結果の差分リスク（例えば支持層深、地下水位等）は貴市にて負担いただけるようお願いいたします。 | 要求水準書及び市が公開する資料の他に追加調査が必要と考える場合は、技術提案書に調査内容、調査理由等を記述してください。また、追加調査費用を含めて提案価格としてください。 市の調査結果と事業者の調査結果に違いが認められた場合、市と事業者が協議します。協議の結果、事業者の調査結果に基づき設計、建設を行うこととした場合、生じる追加的支出は市が負担します。 |
| 43 | 17 | 別紙1 | | | リスク 分担表 | 債務不履行リスクNo. 43以下の通り文章修正願います。事業者の運転管理に起因して施設性能を満たさない場合 | 「事業者の帰責事由により事業者の運転管理が性能を満たさない場合」とします。また、リスク分担表を修正しました。 |

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|--------|---|---|
| 44 | 17 | 別紙1 | | | リスク分担表 | 固形燃料の製造に関するリスクNo. 50_51「仕様通りの固形燃料」とは、要求水準書（案）「4-1-1-(4)固形燃料の規格」とは異なり、注記b)記載の、受渡当事者間の協定により定めた値に則り、市と事業者が別途定めるものとの理解でよろしいでしょうか。また、仕様通りの固形燃料の製造が行われない場合の原因として、流入下水の性状変化等が事由によることも考えられ、その場合のリスクは貴市所掌になると理解しておりますが、当該認識でよろしいか教示願います。 | 前段について、ご理解のとおりです。後段について、ご理解のとおりです。なお、市が搬入する脱水汚泥の性状変動が要求水準書に示す脱水汚泥性状の変動範囲内の場合は事業者のリスクです。 |
| 45 | 17 | 別紙1 | | | リスク分担表 | 固形燃料の買取に関するリスクNo. 52_53「仕様通りの固形燃料」とは、要求水準書（案）「4-1-1-(4)固形燃料の規格」とは異なり、注記b)記載の、受渡当事者間の協定により定めた値に則り、市と事業者が別途定めるものとの理解でよろしいでしょうか。また、仕様通りの固形燃料の製造が出来ず買取が行われない場合の原因として、流入下水の性状変化等が事由によることも考えられ、その場合のリスクは貴市所掌になると理解しておりますが、当該認識でよろしいか教示願います。 | 前段について、ご理解のとおりです。後段について、市の帰責事由により固形燃料が仕様を満たさない場合は市のリスクです。 |
| 46 | 17 | 別紙1 | | | リスク分担表 | 固形燃料の製造に関するリスクNo. 51_53_54_55当該リスクにより貴市が被る不利益を極小化し、本事業遂行の確実性を担保する方策として、確約書は発注者や事業者にとって利用先確保の担保となる大事な書類と認識しています。競争条件を限定させないために確約書の提出は必須としない場合、提出できた事業者に対しては相当の評価を行うことが公平かつ貴市にとっても有効な提案であると認識します。 | 技術評価項目は優先交渉権者選定基準に示します。 |
| 47 | 17 | 別紙1 | | | リスク分担表 | 固形燃料の買取に関するリスクNo. 54_55固形燃料の運搬・貯蔵・利用に関するリスクにおいて、事前に大分市上下水道局として事業に関係する監督官庁への調整不備により事業者が適正な運用が出来ない場合は市の責任との理解でよろしいでしょうか。 (例：廃掃法の観点から本事業で製造したものが監督官庁から廃棄物扱いと認識された場合など) | 事業者は、本事業に関係する監督官庁と協議し、事業を遂行してください。なお、固形燃料は有価物であるため廃棄物には該当しません。 |

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|------------|--|---|
| 48 | 17 | 別紙1 | | | リスク 分担表 | 脱水汚泥性状の変動リスクNo. 56_57「変動範囲内の 変動」の具体的な数値範囲は要求水準書_別紙6「下 水汚泥の設計条件」に記載の範囲を指しているもの と理解致しますが、操業開始後、実際の汚泥性状と 大きく異なる場合は精算対象として協議頂きたく、 よろしくお願い致します。また、△注2に記載の 「偏った傾向」につきましては貴市と事業者間で協 議・合意の上、当該傾向の確認とそれに基づく精算 方法を取り決めるものと理解しておりますが、当該 認識でよろしいか教示願います。 | 前段について、実際の汚泥性状が市の提示した条件 と大きく異なる場合は協議いたします。 後段について、理解のとおりです。 |
| 49 | 17 | 別紙1 | | | リスク 分担表 | 脱水汚泥性状の変動リスクNo. 58△注3に記載の「予 定量」とは、要求水準書P. 82-96_別紙6_「下水汚泥 の設計条件」に記載の性状範囲内における「汚泥処 理量：29,600t-wet/年（要求水準書P. 2）」と理解し ておりますが、当該認識でよろしいか教示願いま す。また予定量を下回ることによって処理単価が増加した 場合、事業者は事業費の変更協議を申し出ることが できるとの記載がございますが、当該処理単価の増 加幅や精算方法につきましては貴市と事業者間で協 議・合意の上、取り決めるものと理解しておりま す。つきましては、当該認識でよろしいか教示願いま す。 | 前段について、ご理解のとおりです。令和6年度の 計画下水汚泥供給量については回答No. 7を参照して ください。 後段について、ご理解のとおりです。 |
| 50 | 17 | 別紙1 | | | リスク 分担表 | 移管手続きNo. 61「事業終了時の手続きに要する費用 負担」とは、要求水準書（案）P. 40_5-2-7「引継ぎ に及び技術指導」に記載の事項であると理解してお りますが、当該認識でよろしいか教示願います。 | ご理解のとおりです。 なお、「移管手続き」は「引継手続き」に修正しま す。 |

実施方針（案）に関する質問・意見への回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|---------|-----|-----|--------|---|---|
| 51 | 17 | 別紙1 | | | リスク分担表 | 施設の性能担保No. 63「事業終了時における施設の性能確保に係るリスク」に記載の”性能確保”とは、要求水準書（案）P. 40_5-2-6に記載の内容と理解しております。一方で要求水準書（案）P. 36_5-2-1_(2)_ウ修繕業務には「但し、市が策定するストックマネジメント計画に基づく大規模な修繕は除く」との記載がありますので、当然に当該条件を考慮頂きつつ、貴市と事業者が協議・合意の上「施設の性能確保」を確認するものと理解しております。当該認識でよろしいか教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 52 | 17 | 別紙1 | | | リスク分担表 | 終了時のリスクの「施設の性能確保」とあり事業者のリスクとなっていますが、事業終了時にどの程度の性能を確保する必要があるのかご教示願います。 | 要求水準書（案）5-2-6を参照してください。 |
| 53 | | 別紙2 | | | 全体配置図 | 【車両搬出入ルート】建設中においても本事業専用で使用できるものと考えてよろしいでしょうか | 本事業専用ではありません。維持管理車両（薬品や汚泥の運搬車両等）や要求水準書（案）p32 4-3-2(7)に示す工事等の車両が使用します。なお、処理場外の着色部は一般道のため、他の車両の通行に十分注意してください。 |
| 54 | | 閲覧希望図書類 | | | | 以下の資料を閲覧させて頂きたく、よろしくお願致します。1. 大分市下水道ストックマネジメント計画 2. 本事業の対象下水処理場の運転年報（過去10年分） | 回答No. 24を参照してください。 |